

一般競争入札公告

社会福祉法人松仁会の発注する「特別養護老人ホーム 熊谷ホーム一般照明LED化工事」の一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和 6年 2月26日
社会福祉法人 松 仁 会
理事長 金 子 伸 行

1. 工事概要

- (1) 工 事 名 称 特別養護老人ホーム 熊谷ホーム一般照明LED化工事
- (2) 工 事 場 所 埼玉県熊谷市新堀 1140
- (3) 工 事 種 別 施設内一般照明のLED化工事
- (4) 予 定 工 期 契約締結後 ～ 令和6年9月30日

2. 入札方法等

- (1) 入 札 方 法 一般競争入札
- (2) 予 定 価 格 有（非公表）
- (3) 最低制限価格 有（非公表）
- (4) 入 札 保 証 金 無

3. 入札参加資格

- (1) 埼玉県内に本社を有する事業者であること。
- (2) 電気工事業の特定建設業許可を有すること。
- (3) 令和5・6年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿に、対象工事に
対応する業種で登載されている単体企業（共同企業体は不可）で、格付けが電気
工事においてBランク以上であり、かつ資格審査数値が640点以上であること。
- (4) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと。

4. 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受 付 期 間 公告日から令和6年3月4日（月曜日）まで。
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。
- (2) 受 付 時 間 午前10時から午後4時まで
（問合せは午前10時から午後5時まで）
- (3) 提 出 書 類 ア 建設業の許可証の写し

(4) 提出方法 郵送及び、持参（事前連絡必須）※締切日午後 4 時必着

(5) 提出・問合せ先 〒360-0841 埼玉県熊谷市新堀 1140
社会福祉法人 松仁会 熊谷ホーム
担 当：池田 寛之
電 話：048-532-6910
E-mail：yougo@kumagayahome.jp

5. 一般競争入札参加資格確認通知及び設計図書等の配布

入札資格ありとした者に対して、図面・仕様書を配布する。尚、現場説明会は行わないものとする。

6. 入札日程等

- (1) 公 告 日 令和 6 年 2 月 26 日（月曜日）
- (2) 応募締切日時 令和 6 年 3 月 4 日（月曜日） 午後 4 時まで
- (3) 設計図書等配布日 参加資格確認後順次
- (4) 質疑書提出日時 令和 6 年 3 月 11 日（月曜日） 午前 12 時まで
質疑が無い場合は不要。
- (5) 入 札 予 定 日 令和 6 年 3 月 16 日（土曜日） 午前 11 時 00 分（即日開札）
入 札 会 場 東松山市石橋 1716

7. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 本件入札は最低制限価格を設け、予定価格以下で、かつ最低制限価格以上の金額者を落札者とする。再度入札は 2 回までとする。
- (3) 初回入札に参加する者が 1 社のみの場合、1 回のみ入札をおこなう。
- (4) 初回入札に参加しない者又は前回の入札において最低制限価格を下回った者は、再度入札に参加できない。
- (5) 再度入札をおこなっても落札者がいない場合、ア及びイの場合に限り、下記の条件を満たしたうえで交渉による随意契約をおこなうものとする。
ア. 最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合。
(最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする)

イ. 再度入札に応じる者が 1 社のみとなった場合。

[条件 1] 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。

[条件 2] 交渉過程で予定価格を明らかにすることは認められない。

[条件 3] 入札条件の変更は認められない。

[条件 4] 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が記名（捺印）すること。

8. 入札に当たっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 入札参加にあたっては入札日当日に入札金額内訳書を持参すること。また、初度入札における落札者は入札金額内訳書を提出すること。ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、入札金額見積内訳書を後日提出すること。
- (5) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
 - ① 入札に参加する資格のない者がした入札
 - ② 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - ③ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
 - ④ 談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑤ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑥ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑦ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札書の押印のないもの
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - ウ 押印された印影が明らかでないもの
 - エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - キ 2 以上の入札書を提出した者がしたもの、又は 2 以上の者の代理をした者がしたもの
 - ⑧ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

9. 契約方法等

- (1) 様式契約に関する細目は民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。（必要に応じた補正を行うこと）
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。
- (3) 契約の履行については、発注者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合には従うこと。
- (4) 一括下請負契約を行わないこと。
- (5) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた後とする。

10. 支払方法

竣工後現金支払い。